平成30年

第1回可茂衛生施設利用組合議会定例会議案書

平成30年3月6日

目 次

承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	•	•	•	•	•	•	1
議案第1号	平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正について	予 ·	算 •	•	第 •	3		2
議案第2号	平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会市町村	分 ·	担•	金 •	に、 ・	つ・		て 3
議案第3号	平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会予算に	つ	い	て	•	•	•	4
議案第4号	可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条する条例の制定について	例•	の: ・	全 •	部 [;]	をi		正 5
議案第5号	可茂衛生施設利用組合情報公開条例の制定につ	い	て	•	•	•	•	6
議案第6号	可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例の制定	に	つ1	レンゴ	T	•	•	8
議案第7号	可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護の制定について	審.	查:	会 ii	設¦ •	置:		例 10
議案第8号	可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関を改正する条例の制定について	す・	る:		例 (
議案第9号	可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を制定について	改 [*]	正 [、]	す;	る ³	条 [/] ·		の 14
議案第10号	財産の取得について	•	•	•		•		17

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年1月15日専決

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

記

平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算(第2号)(別冊)

議案第1号

平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算 (第3号) について

平成29年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算(第3号)を別冊のと おり定める。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

議案第2号

平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金について

平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計市町村分担金を別冊のとおり定める。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

議案第3号

平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算について

平成30年度可茂衛生施設利用組合一般会計予算を別冊のとおり定める。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

議案第4号

可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の全部を改正 する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の全部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例の全部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関する条例(平成28年可茂衛生施設利用組合条例第5号)の全部を改正する。

可茂衛生施設利用組合行政不服審査に関しては、組合管理者の属する市町村の行政不服審査に関する条例の例による。

附則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

議案第5号

可茂衛生施設利用組合情報公開条例の制定について

可茂衛生施設利用組合情報公開条例を次のとおり制定する。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障するとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、可茂衛生施設利用組合 (以下「組合」という。)に対する住民の理解と信頼を深め、住民の参加と 監視の充実による公正で民主的な組合の運営を推進し、もってより一層開 かれた組合運営を実現することを目的とする。

(実施機関)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員並びに議 会をいう。

(費用負担)

第3条 公文書の写しの交付を受ける者は、可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例(平成28年可茂衛生施設利用組合条例第7号)に定める手数料及び当該写しの送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、同条例に定める媒体による公文書の写しの交付が困難な場合は、当該手数料に代えて当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求の手続)

第4条 公文書の公開の請求に係る決定又は不作為に係る行政不服審査法 (平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求については、同法第9条 第1項の規定による指名及び通知を行わないものとする。

- 2 実施機関は、前項に規定する審査請求(以下「審査請求」という。)があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、可茂衛生施設利用組合行政不服審査会に諮問しなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部 を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が 提出されている場合を除く。)

(この条例に定めのない事項)

第5条 この条例に定めのない事項については、可児市情報公開条例(平成11年可児市条例第22号)(第1条、第2条第1項、第15条第2項、第16条第1項及び同条第2項を除く。)の例による。

附則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

議案第6号

可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例の制定について

可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例を次のとおり制定する。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下「個人情報等」という。)の利用が著しく拡大していることに鑑み、可茂衛生施設利用組合(以下「組合」という。)の実施機関が保有する自己に関する個人情報等の開示、訂正、利用の停止等を請求する権利を保障するとともに、個人情報等の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護及び組合行政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。

(実施機関)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者及び監査委員並びに議会をいう。

(費用負担)

第3条 自己に関する保有個人情報等の写しの交付を受ける者は、可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例(平成28年可茂衛生施設利用組合条例第7号)に定める手数料及び当該写しの送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、同条例に定める媒体による保有個人情報等の写しの交付が困難な場合は、当該手数料に代えて当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求の手続)

- 第4条 保有個人情報等の開示又は訂正等の請求に係る決定又は不作為に係る行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求については、同法第9条第1項の規定による指名及び通知を行わないものとする。
- 2 実施機関は、前項に規定する審査請求(以下「審査請求」という。)があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、可茂衛生施設利用組合行政不服審査会に諮問しなければならない。
 - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報等の全部の開示又は訂正等をすることとする場合(当該保有個人情報等の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(この条例に定めのない事項)

第5条 この条例に定めのない事項については、可児市個人情報保護条例(平成11年可児市条例第23号)(第1条、第2条第4号、第26条第2項、第28条 第1項及び同条第2項を除く。)の例による。

附則

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報等の収集等及 び電子計算組織の結合については、この条例の相当規定の手続を経たもの とみなす。

議案第7号

可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例 の制定について

可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例を次のとおり制定する。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合情報公開·個人情報保護審查会設置条例

可茂衛生施設利用組合情報公開・個人情報保護審査会の設置については、 組合管理者の属する市町村の情報公開・個人情報保護審査会設置条例の例に よる。

附則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

議案第8号

可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例を次のとおり制定する。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部 を改正する条例

可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 58 年可茂衛 生施設利用組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改 正 後
(趣旨) 第1条 (略)	(趣旨) 第1条 (略) 2 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる業務に従事する職員に対し、その特殊性に応じて支給するものとする。
(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、 <u>次の</u> とおりとする。	(特殊勤務手当の種類 <u>等</u>) 第2条 特殊勤務手当の種類は、 <u>危険</u> <u>業務手当</u> とする。

- (1) 衛生施設勤務手当
- (2) 火葬手当
- (3) 交替勤務手当

(衛生施設勤務手当)

- 第3条 衛生施設勤務手当は、可茂衛 生施設利用組合に勤務する職員のう ち次に掲げる職員に対し支給する。
 - (1) 可茂聖苑に勤務する職員 月 額20,000円を超えない範囲内にお いて規則で定める額
 - (2) 前号に掲げる者以外の規則で 定める職員 月額7,000円を超え ない範囲内において規則で定める 額
 - (3) 前2号のほか、管理者が特に 必要と認める業務に従事した職員 日額350円を超えない範囲内におい て規則で定める額

(火葬手当)

第4条 火葬手当は、可茂聖苑におい で現業に従事する職員に対し、月額 150,000円を超えない範囲内におい で規則で定める額を支給する。

(交替勤務手当)

第5条 交替勤務手当は、交替制によ り午後10時から午前5時までの間に

- 2 危険業務手当は、廃棄物焼却施設 内作業におけるダイオキシン類ばく 露防止対策要綱(平成13年厚生労働 省基安発第20号)に規定するレベル 2以上の保護具を使用し、炉内等に おいて立会い、検査等の業務に従事 した場合に支給する。
- 3 危険業務手当の額は、1日につき 350円とする。ただし、業務に従事 した時間が4時間未満の場合は、手 当の額に100分の60を乗じて得た額 とする。

<u>勤務する職員に対し、一回 2,000 円</u> を超えない範囲内において規則で定 める額を支給する。

(支給方法)

第6条 特殊勤務手当の計算期間(以下「給与期間」という。) は、月の 1日から末日までとし、その給与期間の特殊勤務手当は、次の給与期間の給料の支給日に支給する。

(委任)

第7条この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(支給方法)

第3条 特殊勤務手当の支給期間は、 月の初日から末日までとし、その支 給期間の特殊勤務手当は、その翌月 の給料の支給日に支給する。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、施行日以後の業務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の業務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

議案第9号

可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合手数料徴収条例(平成28年可茂衛生施設利用組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

例第7号)の一部を次の	うように改正する	0 0			
改正前	前	改正後			
(手数料の免除) 第4条 次の各号のいる る場合は、手数料を徴 (1)~(3) (略) (4) その他必要と認っ 2 (略)	牧収しない。	 (手数料の免除) 第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。 (1)~(3) (略) (4) その他、管理者が必要と認めたとき。 2 (略) 			
第 5 条 (略) 別表 (第 2 条関係)		(この条例の施行に関し必要な事項) 第5条 (略) 別表(第2条関係)			
事務の区分 種類 内容 行政不 (略) 服審査法 (平成26	(略)	事務の区分 額 種類 内容 1 行政 (略) 不服審査 法(平成)			

年法律第	26年法律	
68号。以	第68号。	
Tこの項	 以下この	
において	項におい	
	て「法」	
いう。)の	という。)	
	の施行に	
する事務		
	務	ナムナフ田知识
	2 可茂 公開	交付する用紙が
	衛生施設 条例に	日本工業規格A
	利用組合基づく	列3番以下のも
	情報公開公文書	の 1枚につき
	条例(平)の写し	10円(カラーで
	成30年可又は保	複写され、又は
	茂衛生施 護条例	出力された用紙
	設利用組に基づ	にあっては、20
	合条例第 く保有	円)
	2号。以 個 人情	ただし、両面
	下この項報等の	に複写され、又
	において写しの	は出力された用
	「公開条」交付	紙については、
	例」とい	片面を1枚とし
	う。)又は	て算定する。
	可茂衛生	電磁的記録媒体
	施設利用	に記録されてい
	組合個人	る情報を光ディ
	情報保護	スク(日本工業
	条例(平	規格 X 0606及び
	成 30 年 可	X6281に適合す
	茂衛生施	る直径120ミリ
	設利用組	メートルの光デ
	合条例第	ィスクの再生装
	3号。以	置で再生するこ
	下この項	とが可能なもの
	において	に限る。) に複写
	「保護条	したものの交付
	例」とい	光ディスク1枚
	う。) の施	につき 140円
	行に関す	電磁的記録媒体
	る事務	に記録されてい
		る情報を光ディ
	• '	

3 証 写 交 イ	(1) 葬行す明再) のにる書交火執関証の	• •
	(2)にるの管にてとたの書付別がの、者い要め項明交	1通につき 300円

附則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。ただし、別表の3の項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

議案第10号

財産の取得について

次のとおり工事用部材を取得する。

平成30年3月6日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 冨田 成輝

記

1 目 的 平成30年度 可燃ごみ処理施設長寿命化工事用部材購入

2 方 法 随意契約

3 金額 123,984,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額9,184,000円)

4 相手方 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目24番地30号

日立造船株式会社 中部支社 支社長 金谷 孝之